

近鉄スマイルあやめ池トレ&リハ  
「指定介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号通所事業」運営規程

(事業の目的)

第1条 近鉄スマイルライフ株式会社が開設する近鉄スマイルあやめ池トレ&リハ(以下「本事業所」という。)において行う指定介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号通所事業(以下「本事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および運営に関する事項を定め、本事業所の生活相談員、看護職員および介護職員等(以下「介護職員等」という。)が、要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号訪問事業の次のサービスを提供することを目的とする。

第一号通所事業【介護予防通所介護相当サービス】

(運営方針)

第2条 本事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持、ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものとする。

2 本事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスを提供するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 本事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 近鉄スマイルあやめ池トレ&リハ
- (2) 所在地 奈良県奈良市あやめ池北2丁目1番1号

(従業者の職種、員数および職務内容)

第4条 本事業所の従業者の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(機能訓練指導員を兼務)
  - ・管理者は、介護職員等を管理し、あわせて利用者の申し込みに係わる業務の調整、業務の実施状況の把握、およびその他の管理を一元的に行う。
  - ・管理者は、本事業の円滑な運営を行うために、介護職員等に対して必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 3名(常勤職員2名、非常勤職員1名、介護職員と兼務が3名)
  - ・生活相談員は、利用者の立場を尊重し、利用者の家族の状況や意向、課題を把握し、利用者や利用者の家族、地域包括支援センターおよび他の事業所との連絡を密にし、利用者に必要なサービスを提供する。
- (3) 看護職員 2名(常勤職員1名で機能訓練指導員と兼務、非常勤職員1名)
  - ・看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
- (4) 機能訓練指導員 3名(常勤職員2名で管理者・看護師と兼務各1名、非常勤職員1名)
  - ・機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導や助言を行う。
- (5) 介護職員 12名(常勤職員2名、非常勤職員10名、生活相談員と兼務3名)
  - ・介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護、その

他必要な業務の提供にあたる。

(営業日および営業時間)

第5条 本事業所の営業日および営業時間、サービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日～土曜日 (但し12月31日～1月3日は休み)
- (2) 営業時間 08時30分～17時30分
- (3) サービス提供時間 9時30分～11時45分

(利用定員)

第6条 本事業所の利用定員は、要介護者の方と合わせて35名とする。

(内容および手続の説明および同意)

第7条 本事業の開始に際し、管理者もしくは生活相談員は、利用申込者もしくはその家族に、サービス内容および利用料等の重要事項を記した文書を交付し、同意を得て文書に記名押印を受けるものとする。

(サービス内容および利用料等)

第8条 本事業のサービス内容は次のとおりとする。

- (1) 送迎
  - (2) 健康チェック
  - (3) 日常動作訓練・レクリエーション
  - (4) 生活指導
  - (5) 機能訓練
- 2 本事業のサービスを提供する場合の利用料の額は、奈良市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱が定める基準によるものとする。
- 3 本事業のサービスが法定代理受領サービスである場合、本事業のサービスを提供するときの利用料の額は、利用者負担割合に応じた額とする。
- 4 前2項のほか、別途軽食および飲み物を提供する場合には茶菓料として1日300円を徴収する。
- 5 次条の通常の事業実施地域を越えて行う本事業の送迎に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりとする。
- |   |        |
|---|--------|
| (1) 通常の事業実施地域を越えた地点から片道2キロメートル未満          | 250円   |
| (2) 通常の事業実施地域を越えた地点から片道2キロメートル以上3キロメートル未満 | 500円   |
| (3) 通常の事業実施地域を越えた地点から片道3キロメートル以上4キロメートル未満 | 750円   |
| (4) 通常の事業実施地域を越えた地点から片道4キロメートル以上          | 1,000円 |
- 6 前項の費用の支払いを受ける場合、本事業所は、あらかじめ利用者もしくは利用者の家族に対して事前に文書を交付し、同意を得て文書に記名押印を受けるものとする。
- 7 本事業所は、自らが提供するサービスのうち、利用者が負担することが適当であると認める費用を利用者から徴収することができる。

(通常の事業実施地域)

第9条 本事業の通常の事業実施地域は、国道24号線以西の奈良市、国道163号線以南の精華町の一部、学研北生駒駅周辺の生駒市の一部とする。

(禁止事項)

第10条 本事業所は、利用者の次の行為を禁止する。

- (1) 介護職員等および他の利用者に迷惑を及ぼす宗教活動、政治活動および営利活動
- (2) 本事業所が定めた喫煙スペース以外での喫煙
- (3) 介護職員等が認めない施設外への外出

(苦情・ハラスメント処理)

第11条 本事業所は、本事業に対する利用者からの苦情・ハラスメントに対して迅速かつ適切に対応するため、利用者からの相談または苦情・ハラスメントに対する窓口を置き、相談内容等を文書で記録し保管するものとする。

2 利用者から苦情を受けた場合、本事業所は、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じるとともに、利用者および利用者の家族に適切な説明を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 本事業のサービスの提供により事故が発生した場合、利用者の病状が急変した場合、ならびにその他緊急の事態が発生した場合、本事業所は、速やかに主治医、市町村および利用者の家族、ならびに地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、利用者および利用者の家族に対し、緊急時の対応について事前に助言等の援助を行うものとする。

(損害賠償)

第14条 本事業のサービスを提供するにあたり、本事業所の過失により利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合、本事業所は、利用者によるその損害を賠償するものとする。但し、天変地異、火災、盗難、暴動、外出時の不慮の事故等により利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合、本事業所は、その賠償の責を負わない。

(秘密保持)

第15条 本事業所の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者もしくは利用者の家族の秘密を漏らしてはならないとともに、従業者でなくなった後においても、同様とする。

2 本事業所は、前項の内容を遵守させるため、本事業所の従業者と守秘義務を規定した雇用契約を締結しなければならない。

(研修)

第16条 本事業所は、介護職員等の資質向上をはかるため、次のとおり研修の機会を設けるとともに、常に業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修年1回以上

(非常災害対策)

第17条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行うものとする。

- (1) 防火管理者を配置する。
- (2) 本事業所の従業者は、火災危険防止のため、始業時・終業時に自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に機能するよう保持に努める。
- (5) 火災や地震等の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、本事業所の従業者に対して防火教育および消防訓練を実施する。
  - ①防火教育および基本訓練(消火・通報・避難)年2回以上
  - ②利用者を含めた総合訓練年1回以上
  - ③非常災害用設備の使用方法の徹底随時
- (7) その他の災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制をとる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第18条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(事業継続計画)

第19条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第20条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 本事業所は、本事業の運営に際して次の各号に留意するものとする。

- (1) 本事業の内容および料金その他の費用の額を、本事業所の見えやすい場所に掲示する。
- (2) 正当な事由なく本事業の提供を拒んではならない。
- (3) 本事業所による本事業の提供が困難な場合には、速やかに適切な他の指定介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号通所事業所を紹介する等の措置を講じる。
- (4) 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して本事業を提供する。

(5) 本事業所は、適切な指定予防訪問事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### 附 則

本規程は、平成30年4月1日より施行する。

本規程は、平成30年6月22日より施行する。

本規程は、平成30年7月1日より施行する。

本規程は、令和元年7月1日より施行する。

本規程は、令和5年4月1日より施行する。